

○青森県小規模水道規制条例施行規則

昭和四十八年五月二十二日

青森県規則第三十六号

改正 昭和五四年三月八日規則第七号

平成五年一一月二九日規則第五三号

平成六年九月二六日規則第五四号

平成一四年三月二九日規則第二三号

平成一六年三月一二日規則第六号

平成一八年三月三一日規則第二六号

平成一九年三月三〇日規則第二四号

平成二一年三月二五日規則第一〇号

平成二六年三月二八日規則第一二号

令和元年六月二八日規則第六号

令和三年八月二五日規則第五三号

青森県小規模水道規制条例施行規則をここに公布する。

青森県小規模水道規制条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、青森県小規模水道規制条例（昭和四十七年十二月青森県条例第四十六号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(小規模水道の適用除外の基準)

第二条 条例第二条第一項ただし書に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 口径二十五ミリメートル以上の導管の全長 千五百メートル

二 水槽の有効容量の合計 百立方メートル

(水質基準)

第三条 条例第三条第二項の規定による同条第一項各号の基準は、水質基準に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百一号。以下「省令」という。）の規定するところによるものとする。

（昭五四規則七・平五規則五三・平一六規則六・一部改正）

(小規模水道施設の増設又は改造の工事)

第四条 条例第五条に規定する小規模水道施設の増設又は改造の工事は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 一日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
 - 二 ちんでん池、ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事
- (小規模水道施設の新設等の工事の設計確認申請書)

第五条 条例第六条第一項に規定する申請は、小規模水道施設新設（増設、改造）工事設計確認申請書（第一号様式）によるものとする。

- 2 条例第六条第一項に規定する規則で定める新設に係る書類及び図面は、次の各号に掲げるものとする。
 - 一 法人（市町村を除く。）の場合は、定款又は寄附行為の写し
 - 二 市町村の場合は、市町村予算書又は議決書の写し
 - 三 組合の場合は、規約及び議事録の写し
 - 四 小規模水道施設の名称を記載した書類
 - 五 水の供給を受ける者の数（条例第二条第一項第二号に掲げるものにあつては、居住に必要な水の供給を受ける者の数）を記載した書類
 - 六 水の供給が行なわれる地域（条例第二条第一項第二号に掲げるものにあつては、居住に必要な水の供給が行なわれる地域）を記載した書類及び図面
 - 七 小規模水道施設の位置並びに水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにする地図
 - 八 主要な小規模水道施設（次号に掲げるものを除く。）の構造を明らかにする平面図、立面図及び構造図
 - 九 導水管きよ、送水管並びに配水及び給水に使用する主要な導管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図
- 3 条例第六条第一項に規定する規則で定める増設又は改造に係る書類及び図面は、次の各号に掲げるものとする。
 - 一 前項第一号から第三号までに掲げる書類
 - 二 当該増設又は改造の工事により変更を生ずる小規模水道施設の概要を記載した書類
 - 三 浄水方法、消毒設備又は配水池に変更を生ずる部分についての平面図、立面図及び構造図
- 4 条例第六条第二項第三号の水質試験の結果は、省令の表の上欄に掲げる事項に関して水質が最も低下する時期における試験の結果とする。
- 5 前項の試験は、水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成十五年七月二十二日厚生労働省告示第二百六十一号）に定める方法によつて行うものとす

る。

(昭五四規則七・平五規則五三・平一六規則六・一部改正)

(給水開始前の届出)

第六条 条例第七条第一項に規定する届出は、給水開始届(第二号様式)によるものとする。

(給水開始前の水質検査)

第七条 条例第七条第一項の規定により行う水質検査は、当該小規模水道により供給される水が水質基準に適合するかしないかを判断することができる場所において、第五条第四項に定める事項及び消毒の残留効果について行うものとする。

2 前項の検査のうち第五条第四項に定める事項の検査は、同条第五項に定める方法によつて行うものとする。

(平五規則五三・一部改正)

(給水開始前の施設検査)

第八条 条例第七条第一項の規定により行なう施設検査は、浄水及び消毒の能力、流量、圧力、耐力、汚染並びに漏水のうち、施設の新設、増設又は改造による影響のある事項に関し、新設、増設又は改造に係る施設及び当該影響に關係があると認められる小規模水道施設（給水装置を含む。）について行なうものとする。

(衛生上必要な措置)

第九条 条例第八条の規定により小規模水道の設置者が講じなければならない衛生上必要な措置は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 取水場、浄水場及び配水池は、常に清潔にし、水の汚染の防止を充分にすること。
- 二 前号の施設には、かぎを掛け、さくを設ける等みだりに人畜が施設に立ち入つて水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講ずること。
- 三 給水栓における水が、遊離残留塩素を〇・一mg/l（結合残留塩素の場合は、〇・四mg/l）以上保持するように塩素消毒をすること。ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合の給水栓における水の遊離残留塩素は、〇・二mg/l（結合残留塩素の場合は、一・五mg/l）以上とする。

(平五規則五三・一部改正)

(定期及び臨時の水質検査)

第十条 条例第九条第一項の規定により行う定期の水質検査は、当該小規模水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所から採取した水に

について、年二回以上行う次の各号に掲げる事項に関する検査とする。

- 一 一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機炭素(TOC)の量）、pH値、味、臭気、色度並びに濁度
- 二 省令の表の上欄に掲げる事項（前号に掲げるものを除く。）のうち周辺の水質検査結果等により知事が必要と認めるもの
- 2 条例第九条第一項の規定により行う臨時の水質検査は、当該小規模水道により供給される水が水質基準に適合しないおそれがあるときに行う第五条第四項に定める事項に関する検査とする。
- 3 前二項の検査は、第五条第五項に定める方法によつて行なうものとする。

（平五規則五三・平一六規則六・平二六規則一二・一部改正）

（定期及び臨時の健康診断）

第十一條 条例第十条第一項の規定により行う定期の健康診断は、年二回以上、病原体がし尿に排せつされる感染症の患者（病原体の保有者を含む。）の有無に関して行なうものとする。

- 2 条例第十条第一項の規定により行う臨時の健康診断は、同項に掲げる者に前項の感染症が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、同項の例により行なうものとする。
- 3 第一項の検査は、前項の検査を行つた月においては、同項の規定により行つた検査に係る感染症に関しては、行うことを要しない。
- 4 他の法令（地方公共団体の条例及び規則を含む。以下本項において同じ。）に基づいて行われた健康診断の内容は、第一項に規定する感染症の全部又は一部に関する健康診断の内容に相当するものであるときは、その健康診断の相当する部分は、同項に規定するその部分に相当する健康診断とみなす。この場合において、条例第十条第二項の規定に基づいて作成し、保管すべき記録は、他の法令に基づいて行われた健康診断の記録をもつて代えるものとする。

（平一六規則六・一部改正）

（証明書の様式）

第十二条 条例第十四条第二項の証明書の様式は、第三号様式のとおりとする。

（書類の提出部数等）

第十三条 条例及びこの規則により知事に提出する書類の提出部数は、正副二通とし、当該小規模水道施設を所轄する地域県民局長を経由しなければならない。

（平一四規則二三・平一八規則二六・平一九規則二四・一部改正）

附 則

この規則は、昭和四十八年六月二十三日から施行する。

附 則（昭和五四年規則第七号）

この規則は、昭和五十四年四月一日から施行する。

附 則（平成五年規則第五三号）

この規則は、平成五年十二月一日から施行する。

附 則（平成六年規則第五四号）

この規則は、平成六年十月一日から施行する。

附 則（平成一四年規則第二三号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年規則第六号）

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第十条第一項第一号の改正規定（「有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）」を「有機物（全有機炭素(TOC)の量）」に改める部分に限る。）は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年規則第二六号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年規則第二四号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二一年規則第一〇号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年規則第一二号）

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（令和元年規則第六号）

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

附 則（令和三年規則第五三号）

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

（平5規則53・平6規則54・令元規則6・令三規則53・一部改正）

第1号様式(第5条関係)

年　月　日

青森県知事　　殿

住 所 法人又は組合にあつては、
主たる事務所の所在地

氏 名 法人又は組合にあつては、
名称及び代表者の氏名

小規模水道施設新設(増設、改造)工事設計確認申請書

小規模水道施設の新設(増設、改造)をしたいので、青森県小規模水道規制条例第5条の規定により、関係書類を添えて設計の確認を申請します。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第2号様式（第6条関係）

（平5規則53・平6規則54・令元規則6・令三規則53・一部改正）

第2号様式(第6条関係)

年　月　日

青森県知事 殿

住 所 法人又は組合にあつては、
主たる事務所の所在地

氏 名 法人又は組合にあつては、
名称及び代表者の氏名

給　水　開　始　届

次のとおり小規模水道の給水を開始するので、青森県小規模水道規制条例第7条第1項の規定により届け出ます。

水道施設の名称	
確認を受けた年月日及び番号	
工事完了年月日	
給水開始予定年月日	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第3号様式（第12条関係）

（平5規則53・平21規則10・一部改正）

第3号様式(第12条関係)	
(表)	
11センチメートル	
<p>第　号</p> <p>身分証明書</p> <p>所　属 職氏名</p> <p>年　月　日生</p> <p>上記の者は、青森県小規模水道規制条例第14条第1項の規定により立入検査を行う者であることを証明する。</p> <p>年　月　日</p> <p>青森県知事　印</p>	<p>写 真 ち よ う 付 印</p>
(裏)	
<p>青森県小規模水道規制条例(抜粋) (報告及び検査)</p> <p>第14条 知事は、小規模水道の布設又は管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、設置者に対し、工事の施工状況若しくは小規模水道の維持及び運営状況について必要な報告を求め、又はその職員に、小規模水道の工事現場、事務所若しくは小規模水道施設のある場所に立ち入り、工事の施工状況、小規模水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿若しくは書類(これらの作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。 (罰則)</p>	<p>第15条第3項 前条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、3万円以下の罰金に処する。</p> <p>第16条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰を科する。</p>